

指名停止措置の概要

1 指名停止の措置を受けた者及び住所

株式会社 エネテック大阪
大阪府堺市堺区砂道町1-1-29

2 指名停止の期間及び措置対象区域

令和3年11月2日～令和3年12月1日（1ヵ月）
近畿区域（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県）

3 指名停止理由

株式会社エネテック大阪は、大阪府内の民間発注の4件の工事において、建設業法第3条第1項の規定に違反して同項の許可を受けずに建設業を営む者と下請契約を締結したため、令和3年7月16日、大阪府知事から建設業法第28条第3項に基づき7日間の営業停止処分を受けた。

このことが、農林水産本省営繕工事請負契約指名停止等措置要領別表第2第13号（建設業法違反行為）に該当するため。

4 農林水産本省営繕工事請負契約指名停止等措置要領の該当要件

別表第2第13号（建設業法違反行為）

（農林水産本省営繕工事請負契約指名停止等措置要領）
別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措置要件	期間及び措置対象区域
（建設業法違反行為） 13 当該区域内において、建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）。	当該認定をした日から 当該区域を対象として 1ヵ月以上9ヵ月以内